

おおいた動物愛護センター
ドッグラン及び多目的広場
指定管理者募集要項

令和7年7月
大分県

< 目 次 >

1	指定管理者募集の目的	1
2	対象施設の概要	1
	（１）基本事項	
	（２）運営の方向性	
	（３）目標指標	
	（４）事業実績	
3	管理運営の基準	2
4	指定管理者が行う業務	3
	（１）管理運営業務	
	（２）自主事業	
	（３）留意事項	
5	指定の期間	4
6	収入及び経費	4
	（１）収入	
	（２）経費	
	（３）管理口座・区分経理	
7	応募資格等	5
	（１）応募者の資格	
	（２）応募者の形態	
8	指定管理者の公募手続	6
	（１）公募スケジュール	
	（２）公募手続	
9	指定管理者の候補の選定	9
	（１）選定方法	
	（２）審査基準	
	（３）ヒアリング等	
	（４）審査結果の通知及び公表	
10	指定管理者の指定及び協定の締結	10
	（１）指定管理者の指定	
	（２）協定の締結	
	（３）留意事項	

11	事業実施状況の監視等	11
	(1) モニタリング	
	(2) 評価の実施と公表	
	(3) 利用者アンケートの実施	
	(4) 帳簿類等の提出要求	
12	その他	12
	(1) 指定管理者の責任履行に関する事項	
	(2) 事業の継続が困難となった場合の措置	
	(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	
	(4) リスク分担に対する方針	
13	添付資料・様式（別添）	14
14	問い合わせ先	14
別紙 1	提出書類一覧	15
別紙 2	おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場 指定管理候補者審査基準	16

おおいた動物愛護センタードッグラン及び 多目的広場指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成 15 年 9 月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、県民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項はおおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場（以下、「ドッグラン等」という。）の指定管理者の募集を行うことに関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

（1）基本事項

名 称：おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場

所 在 地：大分市大字廻栖野 3231 番地 47

設置目的：動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発を図るとともに、人と動物が交流できる場を提供し、もって人と動物が共生する社会づくりに資する。

施 設 等：ドッグラン 2,412 m²、多目的広場 1,399 m²、ドッグラン受付室

（2）運営の方向性

施設を最大限に活用するため、動物愛護に関する各種イベントの開催や様々な媒体を活用した広報など、利用促進に向けた取組に関する指定管理者の提案を生かした運営を行ってください。また、施設の安全管理については、施設の安全管理マニュアルの作成や職員に対しての安全管理研修を行い、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように日常点検や保守等を実施してください。

（3）目標指標

県ではドッグランの運営に関して、次のとおり目標指標を定めていますので、これが達成できるように努力してください。

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
目標頭数	13,690 頭	13,920 頭	14,150 頭	14,380 頭	14,610 頭

(4) 事業実績

現在の指定期間における目標頭数と事業実績は以下のとおりです。

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標頭数	10,000 頭	11,000 頭	12,000 頭	12,000 頭
実 績	11,723 頭	12,182 頭	12,966 頭	10,963 頭

3 管理運営の基準

指定管理者は管理運営業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細については「おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照してください。

ア 利用時間、休業日等

仕様書のとおりですが、県の承認を得て変更することも可能です。

イ 適切なサービスの提供を行うこと。

ウ 施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、従業員に対する研修や訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

エ 業務を遂行する上で、以下の関係法令を遵守し、適正な管理を行うこと。

(ア) 狂犬病予防法、同法施行令、同法施行規則

(イ) 動物の愛護及び管理に関する法律、同法施行令、同法施行規則

(ウ) 大分県動物の愛護及び管理に関する条例

(エ) おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例（以下、「センター設置管理条例」という。）

(オ) おおいた動物愛護センター利用規則（以下、「センター利用規則」という。）

(カ) 大分県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下、「指定手続条例」という。）、同条例施行規則

(キ) 大分県行政手続条例

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、大分県行政手続条例が適用されるので留意すること。

(ク) 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく不服申立、行政事件訴訟法に基づく取消処分を行うことができる処分であること等を処分の相手方に教示する義務があります。

(ケ) 大分県情報公開条例

指定管理者が施設の管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

(コ) 個人情報の保護に関する法律

指定管理者が施設の管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取扱いに努めること。

(サ) 地方自治法（第 244 条、第 244 条の 2）

(シ) 労働関係法令

(ス) その他関連する法令

オ 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、大分県文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

カ 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度 2 月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、県と調整を図ったうえで作成、提出すること。

キ 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の 4 月末までに提出すること。

ク その他

管理の基準の細目については、県と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営業務

ア ドッグラン等の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

イ ドッグラン等の利用の受付及び案内に関する業務

ウ ドッグランの利用の許可に関する業務

エ ドッグラン等の利用の促進に関する業務

オ その他ドッグラン等の管理に関する事務のうち、知事が特に必要と認める業務

※ 清掃、芝の管理については、県が行います。

(2) 自主事業

ア 指定管理者は、ドッグラン等の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ県の承認を受けなければなりません。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添の仕様書を参照してください。

イ 運營業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、県の承認を受けた上で、専門の事業者に委託することは可能です。

ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5 指定の期間

指定管理者がドッグラン等の管理を行う期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間で予定しています。この指定の期間は、県議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 収入及び経費

(1) 収入

ア 利用料収入

施設の管理については、ドッグランの利用料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しています。利用料金の設定に当たっては、センター設置管理条例で定める額の範囲で、公営の施設として県民が利用しやすい料金設定をしてください。なお、多目的広場には利用料金は設定していません。

イ 剰余金

指定管理者が、業務を県が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

ただし、指定管理者の経営努力とは明らかに無関係の事由により、極めて多額の剰余金が発生した場合には、当該剰余金の取扱いについて県と指定管理者が協議することとします。

ウ 収入見込額

次期指定期間において、目標指標を達成した場合の利用料収入見込額（消費税及び地方消費税を含む）は次のとおりです。 ※ 現行の利用料金の場合

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収入見込	4,316 千円	4,389 千円	4,462 千円	4,534 千円	4,607 千円

なお、利用頭数増加に向けて設備やサービスなどの改善を行うために必要な場合は、センター設置管理条例で定める額の範囲で、知事の承認を得て、利用料金を上げることができます。

(2) 経費

ア 本施設の管理業務は、利用料収入及びその他の収入による独立採算方式を採用しています。原則として、県から委託料の支払いはありません（利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合、原則として補填は行いません）。

イ 利用時間や休業日はセンター利用規則で定めていますが、当施設は屋外にあり天候の影響を受けやすいため、利用状況や収支などを考慮し特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時にこれらを変更するなど柔軟な運営が可能です。

(3) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座と別の口座で管理してください。また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格等

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次の①～⑧までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下、「法人等」とする。）であること。

- ① 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人等であること。
- ③ 大分県から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- ④ 県発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - ・ 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - ・ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ⑤ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

ア 暴力団関係者である場合

イ 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

ウ 暴力団関係者を使用した場合

エ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

※ 詳しくは大分県ホームページ「指定管理者制度」の中の「指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制の確立についての合意書」を参照してください。

⑥ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。

⑦ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

⑧ 県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(2) 応募者の形態

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

- ・単独団体 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）
- ・S P C 主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社
- ・共同事業体 複数の企業・団体から構成される共同事業体

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。また、大分県議会における指定の議決（令和7年12月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※ 共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者とします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時15分まで（以下、「開庁時間等」という。）をお願いいたします。

(令和 7 年)

7 月 16 日 (水)	募集要項等公表
7 月 16 日 (水) ～ 8 月 22 日 (金)	募集要項等配布
7 月 16 日 (水) ～ 7 月 25 日 (金)	募集要項等に関する説明会参加申込
7 月 30 日 (水)	募集要項等に関する説明会 (現地見学会を含む)
8 月 4 日 (月) ～ 8 月 15 日 (金)	募集要項等に関する質問の受付
8 月 29 日 (金)	募集要項等に関する質問に対する回答
9 月 1 日 (月) ～ 9 月 16 日 (火)	申請書受付

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

配布期間：令和 7 年 7 月 16 日 (水) から 8 月 22 日 (金) まで

場 所：大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県庁舎別館 5 階

大分県生活環境部 食品・生活衛生課

イ 募集要項等に関する説明会 (現地見学会を含む)

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項等の配布を行うとともに、現地を確認することができます。

日 時：令和 7 年 7 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

場 所：大分市大字廻栖野 3231 番地 47

(おおいた動物愛護センター 1 階大会議室)

参加人数：各団体 2 名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各構成団体につき 1 名以内とします。

参加申込：参加希望の方は「おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書 (様式第 3 号)」に必要事項を記入のうえ、7 月 25 日 (金) 午後 5 時 15 分までに、14 に記載している問合せ先まで、原則 E-mail にてお申し込み下さい。

ウ 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等の内容に関する質問を「おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理者募集要項等に関する質問票 (様式第 4 号)」により、以下のとおり受け付けます。

受付期間：令和 7 年 8 月 4 日 (月) から 8 月 15 日 (金) まで

提出場所：問合せ先に同じ

提出方法：E-mail による送付

回 答 日：令和 7 年 8 月 29 日 (金)

すべての質問に対する回答を希望する方は、受付期間中に E-mail によりお知らせください。

エ 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

① 申請書類

申請に当たっては、別紙の書類を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

② 受付期間：令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 16 日（火）まで

午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

③ 提出場所：問合せ先に同じ

④ 提出方法：指定管理申請書等を提出場所に持参してください。郵送、ファクシミリ、E-mail 等による提出は受理しません。また、要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

（ア）複数の申請の禁止

1 応募者につき 1 申請とし、複数の申請をした場合は失格とします。

（イ）申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

（ウ）接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合もしくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

（エ）共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと県が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。その際には、変更の旨を問合せ先までご連絡下さい。

（オ）応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第 5 号）を提出してください。提出場所：問合せ先に同じ

（カ）提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

（キ）虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

（ク）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとし、なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

(ケ) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、大分県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等）。

(コ) 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

(サ) 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、県から便宜を図ることはできません。応募者は県が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

(シ) 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。

- ・ 公知となっている情報
- ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

県職員1名、大分市職員1名及び学識経験者3名の委員で構成する、「おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に県で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

指定手続条例第4条各号に定める選定基準によることとします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 県民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。2 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。3 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。4 その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準 |
|--|

選定基準に基づき設定する審査項目の概要は以下のとおりです。合計の点数は100点となります。

- ① 住民の平等な利用の確保及びサービスの向上（23）
 - ・施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性
 - ・平等な利用を図るための具盾木手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ② 施設の効用の最大点の発揮（18）
 - ・ドッグランの利用頭数の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
 - ③ 経費の縮減（30）
 - ・施設の管理運営に係る経費の内容
 - ④ 管理を安定して行う能力（29）
 - ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・安定的な運営が可能となる組織体制
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基礎
 - ・類似施設の運営実績
 - ・情報保護の取組
- （３）ヒアリング等
- ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査した後、選定委員会によるヒアリングを行います。
 - イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
 - ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
 - エ ヒアリングの出席者は５名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（総括担当者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。
- ヒアリングの時間は、60 分以内を予定しています。
- （４）審査結果の通知及び公表
- ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（共同事業体による申請の場合、代表団体あて）に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

（１）指定管理者の指定

指定管理者の指定には、大分県議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和７年度第４回大分県議会定例会に上程し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（令和７年１２月予定）

なお、指定については相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第6条第1項の規定に基づいて告示を行います。

(2) 協定の締結

県と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

(3) 留意事項

ア 指定の議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適當を認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

② 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。

③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

県は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、県は改善措置を講じる等の指導を行います。さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月業務報告書を提出していただき、県は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

(2) 評価の実施と公表

県は、指定管理者の業務の改善及び県民サービスの一層の向上に資するため、(1)のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認等により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

(3) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、県に報告していただきます。

(4) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要なと認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

12 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ事前に書面で通知することにより、協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。

エ その他

前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、県が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

項目	負担者		備考
	県	指定管理者	
管理運営		◎	
施設・設備・備品等の維持管理	○ (大規模な修繕)	◎	
備品の購入、改修	◎		
ドッグランの利用許可 (付随事務を含む)		◎	※ 多目的広場の目的外使用の許可は県が行う
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	◎	○ (指定管理者の責に帰する事由の場合)	
災害復旧(復旧工事)	◎		
包括的管理責任	◎		
施設に対する各種保険の加入		○	
火災保険の加入	◎		
利用者に係る賠償責任保険の加入		◎	
一般的な税制変更 (消費税を除く)		◎	
消費税の変更	◎		

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※ 利用者に係る賠償責任保険については、県を追加被保険者にするとともに、交叉責任担保追加特約を付帯すること。

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と本県が協議の上定めることとします。

13 添付資料・様式（別添）

- （１）指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則に定める第１号様式）
- （２）おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理に関する事業計画書（様式第１号）
- （３）おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理運営に関する収支計画書（様式第１号の２）
- （４）申立書（様式第２号）
- （５）おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場に関する説明会参加申込書（様式第３号）
- （６）おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第４号）
- （７）応募辞退届（様式第５号）
- （８）おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場管理運営業務仕様書 [別添]
- （９）応募事業者確認書 [別添]
- （１０）誓約書 [別添]
- （１１）共同事業体確認書 [参考様式]

14 問い合わせ先

〒870－8501

大分市大手町３丁目１番１号

大分県生活環境部 食品・生活衛生課

電話 097－506－3054

FAX 097－506－1743

電子メール a13910@pref.oita.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.oita.jp//soshiki/13900/>

提出書類一覧

	書 類 名	備 考
ア	指定管理者指定申請書	指定手続条例施行規則（平成 16 年大分県規則第 78 号）に定める第 1 号様式
イ	おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理に関する事業計画書	様式第 1 号
ウ	おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場の管理運営に関する収支計画書	様式第 1 号の 2
エ	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類
オ	法人にあつては、当該法人の登記簿謄本（又は登記事項証明書）	
カ	申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類	昨年度の実績を記した書類（法人以外の団体あつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）
キ	申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類	昨年度の実績を記した書類
ク	労働者災害保険に加入していることを証する書類	従業員を雇用していない事業者は除く
ケ	納税証明書	○法人税及び消費税について未納がないことの証明書（第 1 号様式の添付書類には記載されていませんが、法人税納税証明書も添付してください。） ○大分県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
コ	応募事業者確認書	様式第 7 号
サ	誓約書	応募資格に関する誓約書（様式第 2 号）
シ	申立書	様式第 3 号（提出書類のうち、該当がない場合のみ）
ス	共同事業体で申請する場合にあつては、事業者間の合意が確認できる書類	別添参考例参照（該当の場合のみ）

おおいた動物愛護センタードッグラン及び多目的広場
指定管理候補者審査基準

選定基準		審査の項目	内容	配点 内訳	計
1	事業計画書の内容が、住民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること (県条例第4条第1号)	(1)施設の設置目的及び県が示した管理方針との整合性	① 施設の設置目的に合致した内容であるか	3	23
			② 県の管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか	3	
			③ 団体の経営理念等は適切なものであるか	3	
		(2) 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	① 事業内容に偏りがいないか	3	
		(3)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	① サービス向上のための取組内容は適切か	5	
			② 募集要項に示した内容への提案は適切か	3	
			③ 自主事業の提案は施設の設置目的に照らし適切か、また効果があるものか	3	
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するものであること (県条例第4条第2号)	(1)ドッグランの利用頭数の向上を図るための具体的な手法及び期待される効果	① 広報計画等、利用促進への取組内容は効果を期待できるものであるか	5	18
			② 地域、関係機関、ボランティア等との連携・協働が図られているか	5	
		(2)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	① 施設管理・安全管理は適切か	4	
			② 維持管理は効率的に行われているか	4	
3	事業計画書の内容が、管理の経費の縮減が図られるものであること (県条例第4条第2号)	(1)施設の管理運営に係る経費の内容	① 経費の縮減及び効率的な管理運営のために、創意工夫がなされているか	15	30
			② 現実的かつ経費縮減の効果が十分期待できる計画か	15	
4	事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること (県条例第4条第3号)	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	① 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか	4	29
			② 収支計画の実現可能性はあるか	4	
		(2) 安定的な運営が可能となる組織体制	① 職員体制は十分か	3	
			② 職員採用・確保の方法は適切であり、十分な見通しがあるか	3	
			③ 職員の育成指導・研修体制等により能力の確保が図られているか	3	
		(3) 安定的な運営が可能となる経理的基盤	① 団体の財務状況は健全であるか	3	
			② 金融機関や出資者等の支援体制は十分か	3	
		(4) 類似施設の運営実績	① 類似施設を良好に運営した実績はあるか	3	
		(5) 情報保護の取組	① 個人情報保護の取組は十分か	3	